



2013年9月16日号

目次

(W&B No. 201304CY)

● 改正商標法の主要な改正内容

改正商標法全文が去る9月2日付け公示されましたので、下記のようにポイントを挙げてご案内します。ご参考になれば幸いです。商標実施細則等は未発行ですので、適用の詳細が不明な部分がありますが、2014年5月1日施行に向けて発表があり次第、ご案内します。

【1】商標出願関係

- ① 商標保護範囲の拡張(第8条)、「可視的」要件を削除し、音声などによる出願が可能となった。
- ② 一商標多区分出願制度及び電子出願制度の導入(第22条2項、3項)
- ③ 悪意冒認商標登録関係
  - 1) 出願と使用に信義誠実の原則を明文化(第7条)
  - 2) 欺瞞的性格や大衆に品質や産地出所を誤認混同させる商標の使用禁止(第10条7項)
  - 3) 他人の未登録商標を同一・類似の商品にそれを知りながら出願した場合登録を認めない(第15条2項)
  - 4) 商標代理人による当該役務以外の商標出願の禁止(第19条4項)

【2】著名商標、未登録商標関連

- ④ 「馳名商標」の認定手続きと認定機関の明確化(第14条)
- ⑤ 「馳名商標」の商品、包装、容器及び広告宣伝での使用禁止(第14条5項)

【3】商標審査及び審判手続

- ⑥ 審査意見書制度の導入(第29条、新設)、商標局は出願人に出願内容の修正や説明を求めることができる。
- ⑦ 審査に法定期限の導入
  - 1) 初級審査期限 出願受理日より9か月(第28条)
  - 2) 拒絶査定不服審判 申立受理日より9か月(第34条)
  - 3) 異議申立の審理 公告満了日より12か月(第35条1項)
  - 4) 異議再審の審理 申立受領日より12か月(第35条2項)
- ⑧ 審査及び異議決定への不服審判請求3か月延長期間の明確規程(第34条)、申立期間は改正案の30日には改正されず、特殊事情を条件の3か月延長申請承認の制度となった。
- ⑨ 異議申立人を先行権利者と利害関係人に制限(第33条)、ダミー等での異議は不可。
- ⑩ 異議不成立の不服申立の廃止(第36条)、無効宣言請求に一本化。

【4】商標の更新と第三者対抗要件

- ⑪ 商標更新期間を満了前12か月と6か月間の延長(第40条)
- ⑫ 商標のライセンス登録を第三者対抗要件と明確化(第43条3項)

#### 【5】商標の無効宣言請求

- ⑬ 無効取消審判に法定審理期限と延長申請、審理の停止の導入
- 1) 査定系の審理 申請受理日より9か月、手続き延長は3か月(第44条、第49条、第54条)
  - 2) 当事者系の審理 申立受理日より12か月、手続き延長は6か月(第45条2項)  
関係先行権利の訴訟や行政処理がある場合停止可能(第45条3項)

#### 【6】商標法違反の処罰強化と商標専用権取消日の確定

- ⑭ 法定商標登録義務違反(第51条)、登録商標虚偽表示等(第52条)の処罰は、非合法営業額が5万元以上の場合その20%以下の罰金、5万元以下は1万元以下の罰金
- ⑮ 馳名商標類違反の処罰は10万元の罰金(第53条、新設)
- ⑯ 商標取消決定による商標専用権の終了日はその取消事項の公告日(第55条、新設)

#### 【7】商標専用権侵害の処罰と司法保護の強化

- ⑰ 侵害の便宜供与や幫助を侵害の態様に追加(第57項7号)
- ⑱ 商号における商標権侵害は反不正当竞争法で処理(第58条、新設)
- ⑲ 先使用権など含む非侵害対象の明確化(第59条、新設)
- ⑳ 法定罰金額の増額し、非合法営業額5万元以上の場合その5倍以下の罰金、5万元以下は25万元以下の罰金、5年内の再犯は重罰を適用(第60条)
- ㉑ 法定賠償額の増額、悪意・深刻な事情の場合、懲罰的賠償額を1から3倍のまで増額可能、法廷損害賠償額の上限を現行50万元から300万元まで増額(第63条1項、3項)
- ㉒ 原告の損害額立証軽減、裁判所による被告への資料提出命令や原告挙証損害額容認化(第63条2項)
- ㉓ 商標専用権不使用では損害賠償請求不可(第64条、新設)

#### 【8】商標代理人と代理人協会の責任と義務強化

改正商標法では、第19条に代理人事務所が信義誠実の原則に従い、法律、行政法規を遵守し、依頼人の商標出願或いはその他の商標事項の手続を行わなければならないこと、また代理業務の手続中に知りえた依頼人の営業秘密に対する秘密保持義務を負うことなどを規定したことだけでなく、依頼された商標出願が法の定める非登録対象である場合の通知義務、不法行為対象であることを知りえた場合の受託拒否義務も定めた。

また、第68条(新設)には、商標代理人に違法行為のあった場合の処罰内容を規定した。その他、商標代理業協会にも、処罰の規定や懲戒の適用を求めている。

以上

詳細は下記のサイトご参照ください。

改正法全文 [http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201309/t20130903\\_137790.html](http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201309/t20130903_137790.html)

改正内容の説明 [http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201309/t20130902\\_137738.html](http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201309/t20130902_137738.html)

**\* 記事に対するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。■**